

令和 4 年度障がい福祉主要事業の計画案

※★は重点項目の関連事業

1 障がい者自立支援協議会の運営

(1) 本会議

年 2 回程度

ア 第 1 回目の主な内容

- ・令和 3 年度の計画の評価について
- ・令和 3 年度の事業報告及び令和 4 年度の事業計画について

イ 第 2 回目の主な内容

- ・プロジェクト、各事業等の進捗状況について
- ・次年度の予算事業について

(2) 事務局会議

年 3 回開催

(3) プロジェクトチームの活動計画 ★

別紙 1 のとおり

(4) 障がい福祉関係者連絡会

年 2 回開催（第 1 回は 5 月 3 1 日開催予定）

2 行政改革 重点課題事業の取組

重点課題事業である「障がい者タクシー料金助成事業の見直し」について、令和 3 年度に行ったタクシーチケットの利用及び移動に関するアンケート結果の分析結果まとめ、事業のあり方について見直し、必要な措置を講ずる。

3 避難行動要支援者制度の見直しについて ★

令和 3 年度中に避難行動要支援者登録制度の見直しについて検討を進め、避難行動要支援者登録申請書を改訂し、国が示す個別支援計画に盛り込むべき事項や、避難支援区分等を新たに盛り込んだ。また、従来、高齢者と障がい者等で異なっていた情報収集方法を統一し、今後、要支援者の避難支援について一体的に検討していくこととする。

4 地域生活支援拠点整備事業の整備について

令和 3 年度末までに、地域生活支援拠点整備事業要綱及び拠点運営の手引きを定めたため、事業所に周知し、事業所登録を促していく。また、整備後は、プロジェクトチームを設置し、機能の充実・強化や課題について引き続き検討する。

5 こどもの発達相談室を中心とした切れ目のない療育支援体制整備について★

療育支援体制の中でも特に、医療的ケア児に関して、関係機関との支援方針の検討や情報共有を行う個別ケース会議を定期的を開催する。また、子どもに関わる課題の整理に取り組む。

6 令和4年度障がい福祉事業関係予算について

障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの給付費をはじめとする扶助費の増加により前年度と比較し予算が増加している。

- (1) 障がい援護事業 100,654千円（前年度比 3.2%増）
（タクシー料金助成、グループホーム事業費補助、障害者手当等）
- (2) 地域生活支援事業 56,583千円（前年度比 4.0%増）
（成年後見制度利用支援事業、地域生活支援事業サービス給付等）
- (3) 障がい者自立支援事業 860,105千円（前年度比 14.1%増）
（障害福祉サービス給付、自立支援医療費等）
- (4) 児童発達支援事業 605,747千円（前年度比 25.3%増）
（放課後等デイサービス等の給付費、相談支援業務委託費等）

※(1)～(3)は福祉課、(4)は子ども家庭課にて予算措置。

7 令和4年度からの主な制度、サービス等の改正・見直し

- (1) 日常生活用具に「暗所視支援眼鏡」を追加
- (2) 障害者手当の支給要件の変更（65歳以上で新たに障害者手帳を交付された方は支給対象外）
- (3) 目で聞くテレビ（アイドラゴン）の設置（福祉の家情報検索コーナー）

8 その他

- (1) 障がい者通所施設歯科健診事業
令和4年夏から秋にかけて障がい者通所施設において行う歯科健診事業に係る経費の一部を補助する。
- (2) 福祉有償運送事業
ア 令和4年4月に1事業者が新規登録し、合計4事業者が事業を実施。
イ 10月頃に、日進市と協働でドライバー認定講習会を開催予定。
- (3) 移動支援従事者養成研修事業
市主催による研修を実施予定（時期未定）。

医療的ケアが必要な人への体制整備プロジェクトチーム 活動計画案

1 プロジェクトの到達点

医療的ケアが必要な人（以下、「医療的ケア児者」という。）の生活状況を踏まえた支援量及び支援度を整理し、現状と課題をみえる化し、支援関係者間で共有する。また、継続的に医療的ケア児者を把握し、支援する仕組みづくりを行う。

2 設置期間

令和4年度末まで（令和3年度から引き続いて実施）

3 構成員

- (1) 西氏（相談支援事業所おかげさん）
- (2) 宮地氏（障害福祉サービスつばさ）
- (3) 福祉課、こども家庭課、健康推進課

※事務局：福祉課・子ども家庭課（主）、障がい者基幹相談支援センター（副）

4 活動スケジュール

会議	内容
第1回目（済）	医療的ケアが必要な人及びその家族等の課題、現状に関する意見交換
第2回目（済）	医療的ケアが必要な人及びその家族等へのアンケート結果の共有
—	・医療的ケアが必要な人及びその家族等へのヒアリング ・支援関係者（教育、保育等）へのヒアリング
第3回目	・ヒアリング結果の共有・課題整理 ・「医療的ケアが必要な人及びその家族の暮らしに関する調査結果」の検討
第4回目	「医療的ケアが必要な人及びその家族の暮らしに関する調査結果」の共有

5 プロジェクトを進めるにあたって

- ・本プロジェクトを通して医療的ケア児者の暮らしや課題が見える化し、支援関係者に認知してもらうことが重要な役割であると認識している。医療的ケア児者が活用できる社会資源は不足している状況ではあるが、まずは協議の場を持ち、継続的に把握していく体制づくりが重要である。
- ・現状では、支援量及び支援度が高い医療的ケア児者は少数であり、支援事例が積み上がっていない。プロジェクトで整理した情報を活用し、継続的に事例を積み上げ、本市の障害福祉サービスの支給決定に生かしていきたい。

療育支援体制整備プロジェクトチーム 活動計画

1 プロジェクトの到達点

こどもに関わる各関係機関が連携し、こどもの発達相談室を中心とした、途切れない支援体制の構築(療育支援体制整備)及びこどもに関わる関係機関で構成される協議体の設置準備に取り組む。

2 設置期間

令和4年度末まで(令和3年度から引き続いて実施)

3 構成員

(1) 鈴木氏(ウエンディの箱)

(2) 子ども未来課、教育総務課、健康推進課

※事務局：障がい者基幹相談支援センター(主)・子ども家庭課(副)

4 活動スケジュール

会議	時期	内容
第1回目	9月10日(済)	- こどもの発達相談室の現状やPTの方向性について共有 - 関係機関の連携方法について - 医療的ケア児の情報共有について
第2回目	2月20日(済)	- こどもの発達相談室・児童発達支援センターについて - 関係機関の連携方法について - 医療的ケア児ケース会議について - こどもの発達相談室のリーフレット作成について - 運営協議体の設置について
第3回目	5月20日	- こどもの発達相談室・児童発達支援センターについて - 運営協議体の設置について
第4回目	9月頃	- こどもの発達相談室・児童発達支援センターについて - 運営協議体の設置について
第5回目	2月頃	PTのまとめ(評価)、課題整理

5 プロジェクトを進めるにあたって

本プロジェクトは、支援を必要とするこどもとその家族に対し途切れない支援が提供されるよう、こどもの発達相談室を含めた、こどもに関わる各関係機関の役割を整理し、課題解決に取り組む場とする。

また、課題解決に取り組むにあたり、事務局(子ども家庭課・基幹相談支援センター)を中心に各関係機関との協議を個々に進め、プロジェクトの遅延ない進行に努めることとする。

相談支援体制整備プロジェクトチーム 活動計画案

1 プロジェクトの到達点

本市の目指す相談支援体制の姿を明確にし、それに向けたロードマップを作成する。

2 設置期間

令和4年度末まで

3 構成員

- (1) 社会福祉協議会（指定特定相談支援事業所）
- (2) 相談支援おかげさん（指定特定相談支援事業所）
- (3) 福祉課、子ども家庭課

※事務局：福祉課（主）、障がい者基幹相談支援センター（副）

4 活動スケジュール

会議	内容
第1回目	相談支援の課題の把握、共有
第2回目	体制整備に係る目標の設定、施策の検討
第3回目	体制整備に係る施策の検討
第4回目	長久手市の相談支援体制整備計画のとりまとめ

5 プロジェクトを進めるにあたって

障がい者等の福祉サービス利用が増加し、相談支援ニーズも増え続けているが、それを担う相談支援専門員が不足し、適正な計画相談支援が困難な状況になっている。そこで、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）による支給決定が増えている。

計画相談支援、障がい児相談支援の重要性を鑑み、適正に事業を実施できるよう、中長期的な視点で、相談支援専門員の確保方策、各相談機関の役割分担の見直し、相談支援の在り方等について検討する。

地域生活支援拠点プロジェクトチーム 活動計画案

1 プロジェクトの到達点

- (1) 地域生活支援拠点について、関係者の理解が深まる。
- (2) 地域生活支援拠点機能を担う事業所がネットワーク化し、着実な運営及び各機能強化を進める。
- (3) 地域生活支援拠点整備の協議を、先に検討予定の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の議論につなげていく。

2 設置期間

令和4年度末まで

3 構成員

- (1) 市内に拠点をもち4つの社会福祉法人（予定も含む）
（必要に応じて参加を要請）
- (2) 福祉課
- (3) 障がい者基幹相談支援センター
※事務局：障がい者基幹相談支援センター（主）、福祉課（副）

4 活動スケジュール

会議	内容
第1回目	これまでの拠点機能の評価
第2回目	機能強化（主に緊急時の対応）に向けた検討①
第3回目	機能強化（主に緊急時の対応）に向けた検討②
第4回目	・機能強化（主に緊急時の対応）に向けた検討③ ・評価指標の検討
第5回目	拠点運営のガイドラインのとりまとめ

5 プロジェクトを進めるにあたって

施設や病院でなく、地域で暮らすことを希望する人が、できる限り自分らしく暮らし続けるためには、様々な機能が必要です。長久手市においては、その機能を、複数の事業所が担い、ネットワークを強化することにより、本市全体としてひとつの地域生活支援拠点を整備する。